

## 第6回鳥取地方裁判所委員会及び第6回鳥取

### 家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

#### 1 開催日時

平成18年2月16日（木）午後1時30分～午後4時00分

#### 2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

#### 3 出席者

（委員・五十音順）

柏木徹（家裁委員），金木秀文（地・家裁委員），古賀輝郎（地裁委員），眞田亮子（家裁委員），高取憲一郎（家裁委員），福田仁志（地裁委員），藤岡正義（地裁委員），松尾昭彦（家裁委員），松田佐恵子（家裁委員），水野武（地・家裁委員），村上一枝（地裁委員），森中栄（地裁委員），安田寿朗（地・家裁委員），吉岡通子（家裁委員）

（事務担当者等）

地裁：妹尾次男事務局長，喜多村浩海刑事首席書記官

家裁：池田晶夫事務局長，筒井保総務課長，大儀一博総務課課長補佐（書記）

#### 4 議題

(1) テーマについて

(2) 次回の開催について

(3) その他

#### 5 議事

(1) 各委員の紹介

(2) テーマについて

テーマを「裁判員制度の広報活動の在り方について」とし，裁判員制度についてのこれまでの意見交換及び模擬評議体験を活かして，国民のみなさんに対し，裁判員とは，どのように裁判に係わり，どのようなことを行うものなのか

ということを、不安を与えることなく伝え、参加することに意欲を持っていただけのようにするためには、手段、方法、内容において、いかにして広報活動を行っていくべきかについて意見交換を行った（発言要旨等は別紙のとおり）。

(3) 次回の開催について

ア 地家裁合同で開催する。

イ 開催日時は、平成18年9月28日（木）午後1時30分とする。

ウ テーマは、「市民が利用しやすい裁判所づくりについて」とする。まず、裁判所から、裁判所が扱っている裁判手続について、その概要を教科書的に俯瞰的に説明（利用頻度が高いと思われる裁判等の手続相談については、その現状を書式等を具体的に示すなどして）した上で、裁判所をより利用しやすくするためにはどうしたらよいかについて意見交換を行うこととした。

(4) その他

議事概要の確定方法について定めた。

以 上

(別紙)

### テーマに関する発言要旨等

(弁護士会，検察庁，裁判所が行っている又は行う予定である裁判員制度広報について委員に報告した後，それを踏まえて意見交換がなされた。)

A委員 裁判員に選ばれる人はサラリーマンの割合が多いと思うので，企業経営者の理解が必要ではないか。各業界ごとに，企業経営者が集まる様々な会合があるので，そのような場で裁判員裁判への協力を求めれば，従業員は裁判員として参加しやすくなると思う。各業界の会合名等を一覧にしたものが鳥取県か商工団体にあると思う。

B委員 メディアにお願いして，例えば，事業主を対象に，裁判員制度自体を知っているか，従業員が裁判員に選ばれたら参加させるかといったことについてアンケートを行い，その結果を発表することで，事業主の意識を高めてもらいたいと思う。アンケートの実施を新日本海新聞社にお願いしたらどうか。

C委員 新日本海新聞社がアンケートを行えば，日本海新聞だけにしか掲載されない。報道機関以外の第三者がアンケートを実施すれば，ほかのメディアにも載って広く報じることができる。

A委員 とっとり総研（財団法人とっとり政策総合研究センター）がアンケートを行う技術を持っているので，そこに依頼してはどうか。

委員長 周囲の人は裁判員制度が始まることについて知っているか。感触はどうか。

D委員 私の子供は高校生だが，裁判員制度を知っていた。学校の授業で習ったと言っていた。また，私の職場では，裁判員制度を知っている人が半数くらいで，中学生などの子供から聞いたという人が多かった。

委員長 親に裁判員制度を知ってもらおうという意味もあって，小学生等を対象とした裁判所見学会を実施している。また，高校の教師を対象にした座談会

を倉吉で行った。

E 委員 職場で聞いてみたら，裁判員制度を知っている人は，子供が裁判所見学会に行ったとか，裁判所の庁舎のキャッチフレーズや県庁の電光掲示板を見たとか，前回の委員会での模擬評議の報道を見たことなどを挙げていた。子供やメディアの力はすごいと思った。

F 委員 裁判員制度が大学入試で出題されることが多くなり，高校生が勉強するようになったのではないか。周囲の大人より学生の方がよく知っているような気がする。

G 委員 私の周囲では，裁判員制度を知っている人は半分くらいで，知っている人も内容までは分からないと思う。

職場で，外部からの依頼を受けて様々なポスターが掲示してあり，裁判員制度のものもあったが，注目されたかどうか疑問である。また，広報誌に掲載しても，隅々まで見る人は少ないと思う。

自治連合会の地区会長会という，旧鳥取市34地区の代表者が集まる会及び新しく鳥取市となった自治会の代表者会があるので，その場で裁判所が裁判員制度についての説明をし，チラシを配って各自治会で回覧してもらったらどうか。4000枚あれば，旧鳥取市のほとんどの自治会に行き渡ると思う。代表者会は2か月に一度開催されており，福祉文化会館で行われることが多い。

C 委員 テレビや新聞での報道により，だいぶ裁判員制度の存在を知ってもらったと思うが，制度の内容が浸透するには，一年くらいやっただけでは無理だと思う。キャンペーンとPRは違う。これまではキャンペーンとして制度の紹介をしてきたが，今後は，公開講座や裁判員模擬裁判など，制度の中身の広報を数多く行うべきである。コマーシャルは，知ってもらうために同じことを数多く放送するが，いつもそこに出ているというのがいい。もろもろの企画について，マスコミは2回目の催物には取材に来ない。マ

スコミに取り上げてほしいのであれば、違うものを初めてのものとして数多くやるのがいい。子供を通じて行う広報活動は有効で、その場合は、広報グッズは、たかがこんなものと思わず、配布した方がいい。

H委員 私の職場で聞いてみたところ、裁判員制度が始まることは認識しているようだが、自分とは関係ないという感じで、中身までは知らないようだ。

検察庁から私の職場に対し、講師派遣の案内があったので、近いうちにお願いすることになると思う。いい取組だと思う。

そのほか、社内には社内新聞、公民館には公民館新聞があるので、原稿を持ち込んで掲載を依頼したらどうか。

また、裁判員模擬裁判に参加した一般の人に感想を聞いて新聞に掲載したり、新聞紙上で、税務相談コーナーと同様に裁判員制度についてQ & A形式で掲載したらいいと思う。露出を多くしていくことが必要ではないか。

I委員 マスコミの力はずいぶん大きいと思う。しかし、4、5か月は影響があるが、その後は、影響は消えるので、繰り返し行うことが必要だと思う。

また、ポスターの掲示依頼は限られたところに対してではなく、いろいろな職種の団体に対してすべきではないか。ポスターは目立つ大きさのものにし、目立つところに貼らないとだめだと思う。

私の職場でも、現在、裁判員制度を知っているのは半数くらいだと思う。

J委員 DVDやパワーポイントを使って説明会を行う企画をしており、公民館などに御案内に伺った。

B委員 皆さんの話を聞いて、弁護士会としても独自の裁判員制度の周知活動をしたいと思った。弁護士は1人で1000人くらい、多い人で4000人くらいに年賀状を出しているが、その年賀状に裁判員制度について記載するのも効果があると思う。

また、裁判所、県庁、新聞社に、「裁判員裁判開始まであと 日」という表示をしてもらうのはどうか。

I 委員　ドナーカードのような裁判员裁判参加カードなるものを作って、そのカードが広まっていく中で、これは何だということで裁判员制度についての理解が深まるのではないか。

K 委員　裁判员制度広報活動には、名称を知ってもらう、内容を知ってもらう、内容を知ると難しいと思ひ、参加したくなくなるという場合が出てくる、やってみようという気持ちになってもらう、という各段階があると思う。現在、やっと名称を知ってもらったという段階で、それも半数くらいの人しか知らない状態である。裁判员裁判開始まで、まだ3年あるというのではなく、もう3年しかないということで、皆さんからいただいた御意見を参考に広報活動を検討していきたい。

L 委員　本格的に裁判员制度広報活動を行って1年半だが、裁判员に選ばれた場合の不安が強いと思う。皆さんからいただいた御意見はまさにそのとおりであり、国民の不安を払拭するための詰めの広報をどうするべきかを考える上で大変参考になった。

以 上